

事案書（ 経営会議  調整会議）

開催日：令和2年10月15日（木）

担当課：文化スポーツ部 国際・男女共同参画課

件名：パートナーシップの宣誓制度の導入について

提出理由：パートナーシップの宣誓制度を導入するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・性的マイノリティの方は、性自認、性的指向に関する無理解や偏見、差別があるために、社会、会社、学校及び家庭などにおいて異性愛者として振る舞わなければならないことや、パートナーが家族でないことを理由に賃貸住宅への入居を拒否されるなど、生活の様々な場面において困難や生きづらさを感じることもある。
- ・この現状を踏まえ、全国の自治体においては、多様性を認め合い、差別をなくしていくための啓発活動が進められており、本市においても、「大和市人権指針（改定版）」及び「第3次やまと男女共同参画プラン」の中に性的マイノリティに関わる項目を設け、これらに基づいた啓発を行うなど、施策の推進を図ってきた。
- ・これに加え、制度面においても、性的マイノリティの方を含む法律上の婚姻が困難な方が抱える生きづらさを解消するための取組の一つとして、日常生活を協力し合うことを誓約した性的マイノリティの二人をパートナーとして認める制度を創設する自治体が増えている。また近年は、性的マイノリティの方を含め家族の様々な形を尊重する趨勢もあり、事実婚の場合なども宣誓制度の対象に含める自治体も増えてきている。
- ・県内では、平成31年4月以降、計8市町において制度の導入が進んでいる。

2. 制度創設の基本的な考え方

- ・「健康都市やまと総合計画」の個別目標である「互いに認め合う社会」の実現や「大和市人権指針（改定版）」の基本理念である「すべての人が自他の人権を尊重し、ともに生き、支えあう『わがまち大和』の実現」に向けた取組の一つとして、本市においてもパートナーシップ宣誓制度を創設することで、当事者が感じる生活上の支障の解消や、多様性を認める社会の促進に繋げていきたいと考える。

3. 制度の概要及び効果

- ・「お互いを人生のパートナーとして協力し合うこと」を宣誓した方に対して、市が宣誓の事実を公的に認め、宣誓書受領証を交付する。
  - ・受領証の交付を受けることで、次の制度への申し込みの際に活用することができる。  
○県営住宅への入居申込（R元.11から実施）  
⇒本市の事業についても活用に向けて検討していく。
  - ・また、民間事業者においても次のような活用が可能となる場合がある。  
①入院時の病状説明、面会及び手術の同意  
②携帯電話会社の家族割適用  
③生命保険の受取人適用
- ※なお、要綱に基づき実施する制度であるため、法律上の婚姻とは異なり法的な効力はない。

4. 宣誓の要件

- ・宣誓をすることができるのは、次の4つの要件のいずれにも該当する者とする。  
①成年に達している者  
②市内在住又は市内転入予定者  
③配偶者のいない者、かつ、宣誓をする時点において当該相手方以外の者とのパートナーシップを有しない者  
④パートナーが近親者でないこと

5. 制度の周知・啓発方法

- ・市ホームページや広報やまと等の広報媒体
- ・制度の手引きの作成・配架 など

経 過

- H28.7 「大和市人権指針（改定版）」策定
- H30.12 パートナーシップ制度にかかる二件の陳情書の採択
- H31.3 「第3次やまと男女共同参画プラン」策定

今後の予定

- R2.11～12 市民意見公募手続の実施
- R3.2～3 制度周知・啓発活動
- R3.4 要綱施行